平成２３年（フ）第４６５号
和歌山市西浜1057番地の６
破産者　有限会社トータルカープロデュース
１　決定年月日　平成24年７月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第７７号
長崎県島原市有明町湯江甲331番地１
破産者　有限会社竹山建材店
１　決定年月日　平成24年７月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２３年（フ）第２６００号
北海道沙流郡日高町字清畠237番地の116
破産者　株式会社ドリームオンファーム
１　決定年月日　平成24年７月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２４５号
釧路市入舟５丁目５番20号
破産者　浜木漁業株式会社
１　決定年月日　平成24年７月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第１号
秋田県大館市東台５丁目２番51号
破産者　株式会社日乃本倶楽部
１　決定年月日　平成24年７月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２３年（フ）第４５６２号
東京都新宿区上落合１丁目22―21
破産者　福岡　　明
１　決定年月日　平成24年７月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０８７５号
東京都足立区花畑４丁目29番10号
破産者　有限会社ケィ・エム・ティ
１　決定年月日　平成24年７月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３０７９号
埼玉県坂戸市大字中小坂452―18、開始決定時の住所埼玉県東松山市白山台24―15
破産者　平野　邦子
１　決定年月日　平成24年７月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３９３１号
埼玉県さいたま市北区吉野町２丁目８番地４
破産者　株式会社レ・スタイル
１　決定年月日　平成24年７月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５１８３号
東京都大田区南六郷２丁目９－１
破産者　松田　美房
１　決定年月日　平成24年７月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５２２２号
茨城県坂東市山1550番地３
破産者　株式会社サイクルエンタープライズ
１　決定年月日　平成24年７月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６５２０号
東京都豊島区高田１丁目20―９
破産者　池上　清人
１　決定年月日　平成24年７月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７８２８号
埼玉県越谷市川柳町４丁目245―１―912、開始決定時の住所埼玉県越谷市大成町５丁目230―２―Ｃ―801
破産者　藤澤　直純
１　決定年月日　平成24年７月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７８７５号
東京都練馬区小竹町１―５―２　２―604、住民票上の住所東京都台東区台東４丁目７―５―402
破産者　小原　孝行
１　決定年月日　平成24年７月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７８７６号
鹿児島県薩摩川内市百次町1534―１
破産者　天野　寛之
１　決定年月日　平成24年７月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８３０１号
東京都台東区花川戸２丁目10番11号
破産者　有限会社エーエムハウス
１　決定年月日　平成24年７月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８４５１号
千葉県千葉市美浜区幕張西１丁目13―14
破産者　高橋　雅彦
１　決定年月日　平成24年７月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５１５号
東京都中央区湊３丁目16番４―801号
破産者　有限会社大善フーズ
１　決定年月日　平成24年７月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０５６号
東京都中央区日本橋久松町９番13号、旧本店所在地大阪府大阪市東淀川区東中島２―８―６
破産者　ＦＯＯＤ　ＭＡＳＴＥＲ株式会社
１　決定年月日　平成24年７月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５０３号
東京都港区芝浦１丁目11番４号　塚越ビル４階
破産者　株式会社プライム・システムズ
１　決定年月日　平成24年７月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部